

なるほど 

正しい事業承継

－ 経営承継円滑化法と税制 －

NPO法人 地経研
事業承継研究会
✉:toiawase@chie-club.net

Vol. 20

生前贈与をした場合の民法特例の活用の手続き

経営承継円滑化法が認める遺留分に関する民法規定の特例の適用を受けるには、遺留分の権利をもちうる法定相続人全員の合意を文書で明らかにする必要があります。

ですので、前号で説明した除外合意と固定合意の二つの合意に分かれます。

今の民法規定でも遺留分を事前に放棄しておくことができると言いましたが、これはそれぞれの相続人がそれぞれ家裁に申請するという手間になるのに対して、円滑化法の民法特例の申請は後継者となる法定相続人の一人が行うことによって進められます。

まずこの特例の対象となる企業は株式未上場の中小企業で、3年以上継続して事業を行っている会社であることが必要です。中小企業かどうかは、資本金又は従業員数で判定します。

1. 旧代表者による後継者への株式等の生前贈与であること。

- 後継者は遺留分を有する推定相続人であること。つまり、配偶者及び直系血族（子・親）
- 生前贈与したことが必要。（死因贈与ではダメ→撤回できるので）
- 当該株式を取得することで議決権の過半数に到達すること。

2. 合意の手続

(1) 後継者と後継者ではない推定相続人の全員の合意を合意文書として作成。

- ◇ 固定合意の場合には、その時の株式の評価額の相当性について弁護士や税理士等の専門家が作成した別途証明書が必要。
- ◇ 合意当事者間の公平を期するための附帯的な合意、経営者でなくなった場合などの合意無効や株式以外の財産についての除外合意なども盛り込むことができる。

(2) 合意をした日から1ヶ月以内に経済産業大臣の確認申請をする。

(3) 経済産業大臣の確認を受けた日から1ヶ月以内に家庭裁判所の許可の申し立てをする。

(4) 家裁が同意当事者の真意によるものであることを確認・許可をし、効力が発生。

3. 合意の失効

- 虚偽その他不正の手段により経済産業大臣の確認を受けたことが判明した場合
- 旧代表者の生存中に、後継者のほうが先に死亡してしまった場合
- 合意の当事者以外に、新たに旧代表者の推定相続人となるものが現われた場合
- 合意の当事者の代襲者（その死亡した者の子：孫）が旧代表者の養子となった場合

生前贈与をお考えなら知っておく価値があります、面倒がらず弁護士等の専門家にご相談ください。
■ご意見・ご質問等がございましたら FAX にてお問い合わせください。

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

☐ FAX 受信拒否

FAX 番号 : 011-622-7768



日成コンサルティング株式会社

文責：吉川孝（税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ）